

平成31年4月8日

保護者 各位

糸満市教育委員会  
教育長 安谷屋 幸勇  
(公印省略)

児童生徒の対外行事参加に係る出席取り扱いについて（通知）

春暖の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本市の教育行政及び各学校の教育活動へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、糸満市小中学校校長会と申し合わせを行い、平成31年度（2019年度）より下記のとおり取り扱うことになりましたのでお知らせ致します。

記

1 平日における児童生徒の対外行事参加に関する基本的な考え方

学校教育との関連性が明確で、学校の教育活動の一環として取り組んでいる平日開催の大会行事等への参加は、学校長は原則として「出席扱い」とすることができる。

[学校が出席扱いする際の配慮事項]

- ① 学校の本来の教育活動が損なわれないように配慮する。
- ② 児童生徒に過重な負担がかからないように配慮する。
- ③ 健康管理に十分に配慮する。

2 対外行事参加に係る「出席・事故欠の取り扱い」の判断基準

- (1) 県教育委員会や市町村教育委員会等の公的機関が主催、共催、又は後援がされている対外行事は、学校長は原則として「出席扱い」とすることができる。
- (2) 県教育委員会や市町村教育委員会等の公的機関が主催、共催、又は後援がされていない対外行事は、学校長は原則として「事故欠扱い」とする。その際は「事故欠扱い」の内容、意味等について、児童生徒の不利益にならないことなど保護者に説明するとともに、指導要録等には、事故欠の理由について「〇〇大会参加」などと明記する。
- (3) 県外で開催される対外行事については、上記(1)(2)を踏まえ、開催県や開催地市町村教育委員会のみの後援の場合、「学校の教育活動の一環である活動」であるかなどを、学校長は糸満市教育委員会と協議して判断する。